

大津市病児保育施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病児保育施設を整備するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより病児保育事業の実施を推進し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「病児保育事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に規定する病児保育事業をいう。

2 この要綱において「病児保育施設」とは、病児保育事業の用に供する建物をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による病児保育施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、病児保育施設を整備を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに日本赤十字社
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定による許可を受けた病院及び診療所の開設者
- (3) 医療法第8条の規定による届出をした診療所の開設者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表の1の欄に掲げる整備区分ごとにそれぞれ同表の4の欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、別表の1の欄に掲げる整備区分に応じて、同表の2の欄に掲げる種目ごとにそれぞれ同表の3の欄に定める補助基準額又は同表の4の欄に掲げる補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の総事業費から控除すべき寄附金その他の収入額は、市長がその都度定める。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4

条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市病児保育施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、所定の様式による次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事設計書
- (4) 経費明細書
（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市病児保育施設整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市病児保育施設整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市病児保育施設整備費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市病児保育施設整備費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市病児保育施設整備費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市病児保育施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、所定の様式による次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 変更後の工事設計書
- (4) 変更後の経費明細書
（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市病児保育施設整備費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市病児保育施設整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市病児保育施設整備費補助事業変更承認申請棄却

(却下) 決定通知書(様式第10号)若しくは大津市病児保育施設整備費補助事業中止(廃止) 承認申請棄却(却下) 決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市病児保育施設整備費補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、所定の様式による次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事精算設計書
- (4) 経費明細書(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市病児保育施設整備費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市病児保育施設整備費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(取消通知書)

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市病児保育施設整備費補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(返還通知書)

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市病児保育施設整備費補助金返還通知書(様式第16号)により行うものとする。

(帳簿の備付)

第15条 補助金の交付を受けた者は、病児保育施設の整備に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該整備の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用す

る。

- 2 この要綱は、国の子ども・子育て支援整備交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月7日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月7日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

1 整備区分	2 種 目	3 補助基準額	4 補助対象経費
創設及び改築	本体工事費	45,955千円	創設及び改築（当該病児保育施設がその他の施設と一体的に整備される場合であって、市長が必要と認めるものを含む。）に必要となる工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物を買収するのに要する経費（既存建物を買収することが建物を新築するよりも効率的であると認められる場合に限る。）
	設計料加算	2,298千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	5,421千円	こどもにやさしい環境として市長が認める整備を行うために必要となる費用
	地域の余裕スペース活用促進加算	4,743千円	公営住宅、公民館その他の公共施設に存する地域の余裕スペースを活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊附帯工事費	19,379千円	特殊附帯設備を設置するために必要となる工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費	2,838千円	改築に際して既存施設の解体撤去に必要となる工事費又は工事請負費
	仮設施設工事費	5,054千円	改築に際して仮設施設を整備するために必要となる賃借料又は工事

			費若しくは工事請負費
拡張	本体工事費	22,977千円 を上限として市長が認める額	拡張整備に必要となる工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5パーセント相当額	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	5,421千円	こどもにやさしい環境として市長が認める整備を行うために必要となる費用
	特殊附帯工事費	19,379千円	特殊附帯設備を設置するために必要となる工事費又は工事請負費

備考

- 1 この表において「創設」とは新たな病児保育施設の整備をいい、「改築」とは既存の病児保育施設の全部又は一部の改築（拡張を除く。）をいい、「拡張」とは既存の病児保育施設の延べ面積の増加を図る整備をいう。
- 2 既存の病児保育施設の一部の改築をする場合における本体工事費、解体撤去工事費及び仮施設工事費の補助基準額は、当該一部改築の規模等を勘案して市長が必要と認める額とする。
- 3 この表において「工事事務費」とは、工事の施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を上限とする。
- 4 この表において「特殊附帯設備」とは、施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資する設備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものをいう。
 - (1) 施設から排出される生活排水等の循環又は再利用のための設備
 - (2) 施設から排出される廃棄物の有効活用又は排出抑制のための設備
 - (3) ソーラー発電設備

(4) 前3号に掲げるもののほか、資源の有効活用及び地域の環境保全に資する設備
であって市長が必要と認めるもの

5 補助対象経費には、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 外構の整備に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

様式第1号（第5条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市病児保育施設整備費補助金の交付について、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の経費所要額	円
交付申請額 (内訳)	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	

様式第2号（第6条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市病児保育施設整備費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

- 注1 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。
- 2 交付条件の項については、国の子ども・子育て支援整備交付金の交付条件を勘案して必要な条件を記載する。

様式第3号（第6条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市病児保育施設整備費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市病児保育施設整備費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市病児保育施設整備費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第8条関係）

大津市病児保育施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市病児保育施設整備費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第9条関係）

大津市病児保育施設整備費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市病児保育施設整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市病児保育施設整備費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第9条関係）

大津市病児保育施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第10条関係）

大津市病児保育施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市病児保育施設整備費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	

様式第13号（第11条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助事業について、次のとおり大津市病児保育施設整備費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第12条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者名 ㊟

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市病児保育施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付確定金額	円
交付請求金額	円
添付書類	

様式第15号（第13条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第16号（第14条関係）

大津市病児保育施設整備費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市病児保育施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。